

国立大学法人千葉大学学術研究・イノベーション推進機構知識集約型共同研究拠点
施設利用細則

(趣旨)

第1条 この細則は、国立大学法人千葉大学学術研究・イノベーション推進機構規程第7条第1項第4号に規定する知識集約型共同研究拠点（以下「KCRC」という。）の利用に関し必要な事項を定める。

(目的)

第2条 KCRCは、西千葉キャンパス内に企業の研究拠点を設置し、大学との共同研究を通して、研究シーズの市場化と研究開発系企業の高度な集積を図り、知識集約型企業の拠点となることを目的とする。

(利用申込資格者)

第3条 KCRCの利用申込資格者は、第2条の目的に従い、次の各号のいずれかに該当する者であって、経営に必要な資力・信用を有し、賃料支払の可能な企業又は個人とする。

- 一 大学に共同研究講座（部門）の設置を希望する者
- 二 大学との共同研究に基づいた起業計画・事業計画を有する者
- 三 新事業創出を図り、大学との共同研究を希望する者
- 四 その他学術研究・イノベーション推進機構長（以下「機構長」という。）が特に認めた者

(利用申込み)

第4条 KCRCの利用を希望する者（以下「利用申込者」という。）は、別に定める千葉大学知識集約型共同研究拠点利用申込書を機構長に提出するものとする。

2 前項の規定による申込みは、原則として希望する利用開始日の1か月前までに行うものとする。

(利用の許可)

第5条 KCRCの利用の許可は、審査の上、機構長が行うものとする。

2 機構長は、前条の規定による申込みがあったときは、その利用の可否を決定し、利用申請者に通知するものとする。

3 入居決定の際には、別途、定期建物賃貸借契約書及び共同研究講座設置契約又は共同研究に関する契約を締結するものとする。

(利用期間)

第6条 KCRCの利用期間は、原則として2年以上5年以下とし、機構長が必要と認めるときは、更新することを妨げない。

2 KCRCの利用期間の更新手続きについては、第4条及び第5条の規定を準用する。

(利用料等)

第7条 利用許可を受けK C R Cを利用する者（以下「利用者」という。）は、賃料、光熱水料等を負担しなければならない。

（利用許可の取消等）

第8条 次の各号のいずれかに該当する場合、機構長は利用の許可を取消し、又は利用を中止させることができるものとする。

- 一 利用者がこの細則、賃貸借契約書又は学内規程等に違反したとき。
- 二 その他本学において特に必要が生じ、又はK C R Cの運営上特に必要がある場合。

（雑則）

第9条 この細則に定めるもののほか、K C R Cの利用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この細則は、令和4年4月1日から施行する。